

母子保健、学校保健における 健康診査について

University of Yamanashi

山梨大学大学院総合研究部医学域
社会医学講座
山縣然太郎



母子保健法に基づく健診

■ 1965年(昭和40年)制定

(健康診査)

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

前項の厚生労働省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針（第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

■ 子ども・子育て関連法

- 市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」として、母子保健法に基づく妊婦健診を位置付ける。【第59条第13号】

■ 母子保健法の改正

- 厚生労働大臣が、妊婦健診の実施について「望ましい基準」を策定するものとする。【第13条第2項を新設】
- 現在は、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）で、公費負担回数（14回）や実施時期の考え方、妊婦健診の内容等について示している。

学校保健安全法

(1958年制定(昭和33年))

University of Yamanashi

第三節 健康診断

(就学時の健康診断)

第十一条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあつて、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

学校保健安全法

(職員の健康診断)

- 第十五条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。
- 2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。
- 第十六条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(健康診断の方法及び技術的基準等)

- 第十七条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。
- 2 第十一条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条及び第十五条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。
- 3 前二項の文部科学省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

(保健所との連絡)

- 第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

健診の実施にあたっての法律（施行規則）

University of Yamanashi

- 母子保健法施行規則
（昭和四十年十二月二十八日厚生省令第五十五号）
 - （健康診査） 第二条
- 学校保健安全法施行規則
（昭和三十三年六月十三日文部省令第十八号）
 - 第二章 健康診断

乳幼児健診の実施標準化の状況

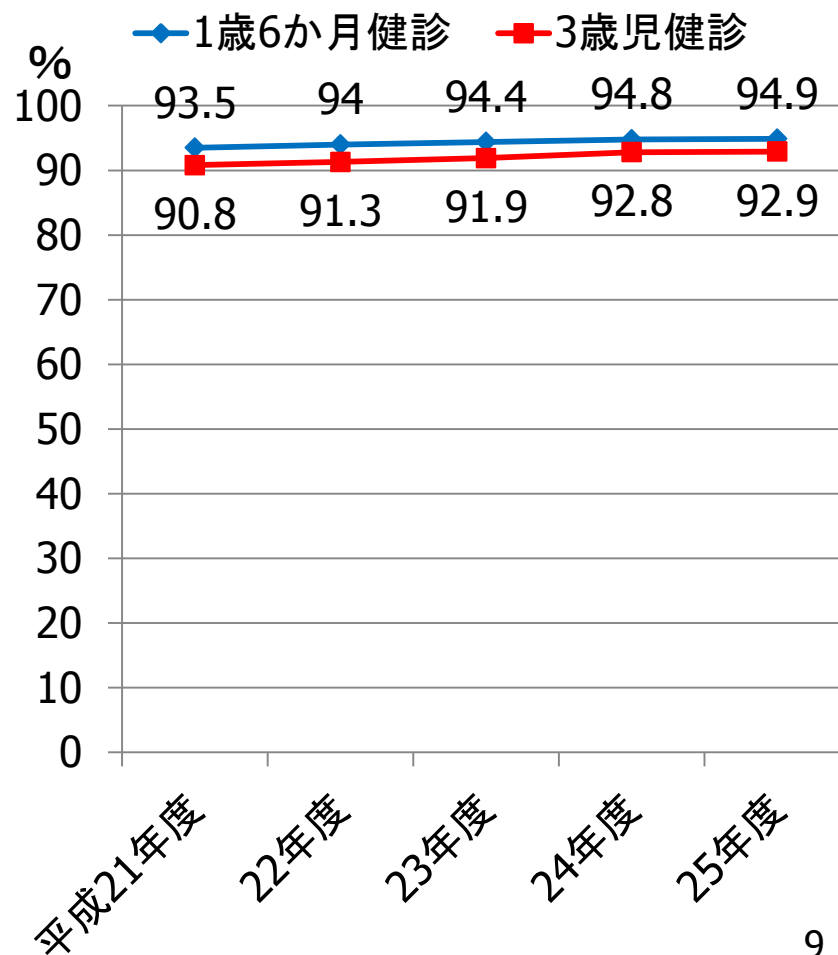
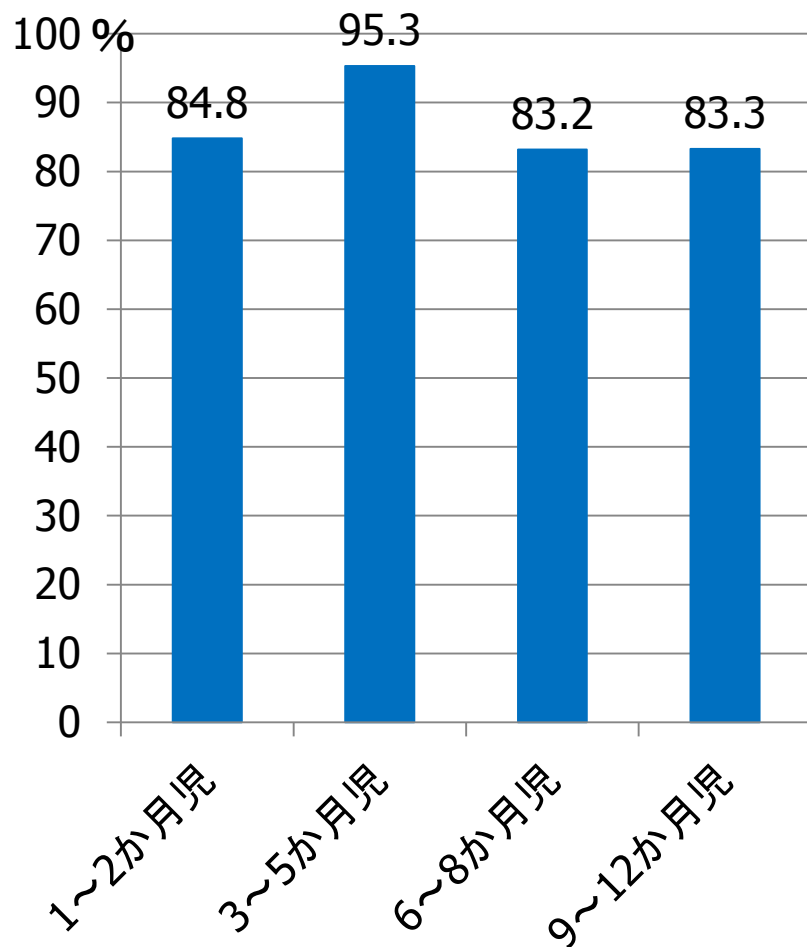
- 母子保健法施行規則
 - 項目のみ記載
- マニュアル類
 - あいち小児保健医療総合センター
 - 福岡地区小児科医会
 - 各県の健康診査マニュアル
 - 鳥取、山梨、広島その他
- 乳幼児期の健康診査と保健指導に関する標準的な考え方
 - 平成25年度厚生労働科学研究費補助金(成育疾患克服等次世代成育基盤研究事業)→AMED 研究代表者山崎嘉久

乳幼児健診：集団健診と個別健診

- 集団健診か個別健診かは市町村によって異なる。
 - 山梨県は甲府市が乳児健診を個別にしているが、他は集団健診。
- 乳幼児健診は事後の保健指導の観点から集団が望ましいとの意見が多い。

乳幼児健診受診率は高い

平成25年度地域保健・健康増進事業報告(平成27年3月)



乳幼児健診、学校健診の特徴

■ 共通点

- 対象者が未成年である
 - 保護者の保護責任
- 対象者が発達段階にある
- 広義の健康管理

■ 相違点

- 乳幼児健診の目的(平成10年4月 厚生省児童家庭局長通知)
 - 障害の早期発見早期指導
 - 一次予防の指導
- 学校健診の役割(文部科学省 今後の健康診断の在り方等に関する検討会 平成25年12月)
 - 学業支障の有無の視点からの健康管理
 - 健康教育

乳幼児に対する健康診査の実施について

(平成10年4月 厚生省児童家庭局長通知)

University of Yamaguchi

乳幼児に対する健康診査の実施について

(平成一〇年四月八日)(児発第二八五号)

(各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長あて厚生省児童家庭局長通知)

第二 各論的事項

一 一歳六か月児健康診査

(一) 目的

幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の標識が容易に得られる一歳六か月児のすべてに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

* 三歳児健康診査の目的は上記と同様

文部科学省 今後の健康診断の在り方等に関する検討会 平成25年12月

1. 学校における健康診断の目的・役割

○学校保健安全法では、学校における児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理について定めており、学校における健康診断は、この中核に位置する。また、学習指導要領においては、特別活動の中で健康安全・体育的行事として位置付けられており、教育活動として実施されるという一面も持っている。それらのことを踏まえると、学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるといふ、大きく二つの役割がある。このことについて、学校関係者や保護者の間で、共通の認識を持つことが重要である。

○一般に、疾病のスクリーニングでは、その検査のみで疾病の確定診断を行うことを目的とするものは少ない。特に、学校における健康診断においては、学業やこれからの発育に差し支えの出るような疾病がないか、ほかの人に影響を与えるような感染症にかかっていないかということを見分けることがスクリーニングの目的となる。そのような観点からは、学校における健康診断では、細かく専門的な診断を行うことまでは求められておらず、異常の有無や医療の必要性の判断を行うものと捉えることが適当である。なお、子供の健康課題は、発達段階に応じて異なる側面を持つため、その点についても留意する必要がある。また、特別な支援を要する子供たちが、適切に健康診断を受診できるように工夫していくことも、今後の大きな課題である。

乳幼児健診の受診率が高い要因(私見)

- 対象が乳幼児であり、保護者の意思で受診する。
 - 自分ではなく、愛する者の健康管理
 - 親としての責任感が、自己健康管理意識を上回る？
 - 母子健康手帳(母子保健法)の活用と健康手帳(平成19年度までは老人保健法、その後は健康増進法)の活用の違いに表れている。
- 未受診者対策の実効性の点で母子保健は有利。
 - 母子保健は、切れ目のない支援により、妊娠届出時から、保護者との継続的な関わりがあり、顔の見える関係にある。
 - 未受診対策は児童虐待対策の一環。